

達 示 第 1 号  
令和5年2月6日

大阪拘置所長

「被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則の制定について」  
の一部改正について

令和3年8月2日付け達示第36号「被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則の制定について」を一部改正し、即日実施する。

記

第3条「ラジオ聴取の対象者及び時間帯」第1号に規定する放送時間について、別表1及び別表2のとおり改める。

別表1

## 未決拘禁者及び死刑確定者に対するラジオ放送時間

時間 放送日	午 前	午 後	夜 間	備 考
平 日	11:30～12:00	12:00～14:00 上記時間のうち 12:30～13:00 は 室内体操	17:15～21:00	点検時には放 送を中断する
休 日	8:30～12:00 (一部告知放送実施) 上記時間のうち 9:30～10:00 は 室内体操	12:00～15:40 上記時間のうち 14:30～15:00 は 室内体操	16:10～21:00	

別表2 受刑者等のラジオ放送時間

時間 放送日	午 前	午 後	夜 間	備 考
平 日	不実施	12:00～13:00 上記時間のうち 12:30～13:00 は 室内体操	17:15～21:00	点検時には放 送を中断する
休 日	「別表1」の放送時間と同じ。			

機密性2 完全性1 可用性1

達示第36号

令和3年8月2日

(令和3年10月15日一部改正)

(令和4年3月7日一部改正)

(令和5年2月6日一部改正)

大阪拘置所長 高橋昌博

「被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則」の制定について標記について、次のように定め、令和3年8月18日から実施する。

なお、平成28年9月28日付け達示第15号「「被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則」の制定について」は、廃止する。

被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則

(目的)

第1条 この規程は、当所における被収容者に対するラジオ、テレビ及びDVD視聴を有効かつ適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

(番組内容)

第2条 被収容者に視聴等させる番組内容は、それぞれの収容目的を踏まえ、社会の情勢を伝えるもの、社会生活に必要な知識や教養を与えるもの及び健全な娯楽を与えるものとする。

(ラジオ聴取の対象者及び時間帯)

第3条 ラジオ聴取の対象者及び時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 未決拘禁者及び死刑確定者に対する放送時間は、別表1のとおりとする。
- (2) 受刑者等に対する放送時間は、別表2のとおりとする。
- (3) 保護室収容中の者、医療上不相当と認められた者等は、対象者から除外することができる。
- (4) 処遇上特に必要と認めた場合は、放送時間を延長又は短縮することができる。
- (5) 閉居罰執行中の者に対する放送時間は、別途定める。

(ラジオ番組の編成及び放送内容)

第4条 ラジオ番組の編成は、年一回、被収容者に意向調査を実施し、生放送、録音放送等を効果的に組み合わせて行うものとする。

2 放送内容については、事前に「ラジオ放送日誌」(別紙様式1)に当該日の放送内容を記載し、それに基づき放送するものとする。

3 ニュース放送については、録音による放送を原則とし、規律及び秩序を維持するため不相当と認められる内容については、削除して放送するものとする。

4 休庁日等によりラジオ放送担当者が不在の時、監督当直者において、規律及び秩序を維持するため不相当と認められる内容が放送されるときは、

及びに設置されているラジオ緊急停止スイッチを使用し、内容を削除し放送するものとする。削除した場合、「ラジオ放送日誌」に記載し、統括矯正処遇官(教育担当)(以下「教育統括」という。)に引き継ぐものとする。

なお、停止スイッチの操作マニュアルについては、別紙のとおりとし、同マニュアルをに設置するものとする。

(特別番組の放送)

第5条 次に掲げる特別番組を放送する場合は、定められた放送時間外に聴取させることができる。ただし、番組時間が矯正処遇の時間にかかる場合及び閉居罰執行中の者については、この限りではない。

(1) 全国高等学校野球選手権大会(春・夏)実況放送

(2) プロ野球オールスター戦及び日本シリーズ等実況放送

(3) 前各号のほか、処遇上特に必要と認めた特別番組

(テレビ視聴の対象者及び時間帯)

第6条 テレビ視聴対象者は、経理係受刑者とし、放送時間は別表3-1のとおりとする。

2 処遇上必要があると認めたときは、番組を指定して視聴させることができるものとする。

(DVD視聴の対象者及び時間帯)

第7条 DVD視聴対象者は、経理係受刑者及び死刑確定者とする。

2 経理係受刑者の余暇活動の援助のための視聴時間については、別表3-1のテレビ視聴時間で別表3-2の種別とし、視聴要領等については別途指示するものとする。

3 死刑確定者の視聴時間及び視聴要領等については別途指示するものとする。

4 教育統括は、集会等で放映するDVDをあらかじめ選定し、ビデオ(DVD)

機密性 2 完全性 1 可用性 1

視聴実施表（別紙様式 2）を作成するものとする。

別表 1

## 未決拘禁者及び死刑確定者に対するラジオ放送時間

時間 放送日	午 前	午 後	夜 間	備 考
平 日	11:30～12:00	12:00～14:00 上記時間のうち 12:30～13:00 は 室内体操	17:15～21:00	点検時には放 送を中断する
休 日	8:30～12:00 (一部告知放送実施) 上記時間のうち 9:30～10:00 は 室内体操	12:00～15:40 上記時間のうち 14:30～15:00 は 室内体操	16:10～21:00	

別表 2 受刑者等のラジオ放送時間

時間 放送日	午 前	午 後	夜 間	備 考
平 日	不実施	12:00～13:00 上記時間のうち 12:30～13:00 は 室内体操	17:15～21:00	点検時には放 送を中断する
休 日	「別表 1」の放送時間と同じ。			

別紙様式 1

首 席		統 括		主 任		係	
--------	--	--------	--	--------	--	---	--

監 督 当 直		夜 勤 監督者	
教 育 統 括		放 送 担当者	

(元号) 年 月 日 ( 曜日)
------------------

# ラジオ放送日誌

時 間		局 名	所要 時間	タイトル (内容等)	出力等
自	至				

報 道 し た ニ ュ ー ス	内 容

告知事項及び受信状況等

別表3-1

## テレビ視聴時間等

対象者	場所	日別	視聴時間	チャンネル	備考
経理係就業受刑者 (女子も含む)	居室	平日	19:00~21:00	自由選択	
		休日	9:30~11:30	自由選択 DVD 視聴可	
			13:30~15:30		
			17:30~21:00		
	食堂	平日	12:00~12:25	指定	工場出役者
	居室	平日	12:00~12:25 夕点検実施後~22:00	自由選択	釈前寮
		休日	朝食終了後~22:00 (夕点検を除く)	自由選択	



別表3-2

## ビデオ (DVD) 視聴時間等

種別	対象者	回数等	実施場所	実施時間等	備考
類別集会ビデオ	経理係就業 受刑者	月2回 (1・2類)  月1回 (3類)	別途起案 による。	別途起案 による。	(1) 教育統括が、番組を選定する。 (2) 番組等は、別紙様式2による。

別紙様式 2

教育 統括		処遇 統括		主任		係	
----------	--	----------	--	----	--	---	--

## ビデオ(DVD)視聴実施表

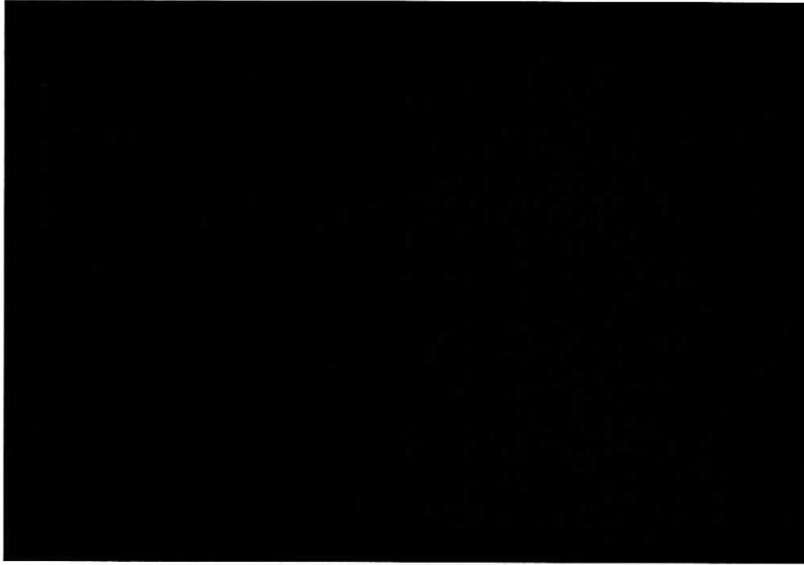
集 会 名	
実 施 日	(元号) 年 月 日 (午前・午後 時 分)
実施場所	
参加人員	名 名 名 合計 名
番 組 名	( 時間 分)
内 容	
備 考	

別紙

## ラジオ緊急停止スイッチ操作マニュアル

(設置分)

- ラジオ緊急停止スイッチは、被収容者に放送しているラジオ放送を一時的に停止させるためのスイッチです。




[モニター]

ここから音声聞こえます。音量は右隣の「音量切替スイッチ」で調整します。

[音量切替スイッチ]



モニターから聞こえる音声の音量を調整します。

[モニター選択スイッチ]

6個のボタンがありますが、のみ使用。その他のボタンは選択しないでください。

[緊急停止スイッチ]

このボタンを押すと、赤色に点灯し全ての被収容者の居室に音声は流れなくなります（このボタンを押しても、モニターからの音声は止まりません。）。もう一度押すと、停止状態が解除されます。

赤色点滅のときは、もしくはにある緊急停止スイッチが押されています。（押された場所で解除されるまで点灯は解除されません。）